

円高対策を含む総合経済対策に関する緊急提言

平成 23 年 8 月 18 日

公 明 党

はじめに

世界経済は、ギリシャを中心とした欧州の債務問題、米国の債務上限引き上げ問題、さらには米国債の格付け引き下げなどにより、為替の混乱、とくに急激な円高と世界同時株安の様相を呈しており、やがて世界同時不況に至らないとも限らない。

特にわが国においては、東日本大震災以降、復旧・復興に取り組んでいる中での新たな試練・難題であり、政府が総力を挙げて事態を打開していかねばならない。しかし、政府の対応は、総じて緊張感が欠落していると言わざるを得ない。

政府においては、労使をはじめ学識経験者などオールジャパンの衆知を結集し、「円高対策を含む総合経済対策」を早急に策定するとともに、財政的に必要な措置は、第二次補正予算予備費の活用及び第三次補正予算にて適切に対応すべきである。

被災地における復旧・復興とあわせて、日本経済を支える総合経済対策の策定と実行は、与野党を超えて取り組むべき緊急の課題である。よって、これまでの政党間での政策協議を踏まえつつ、与野党間での協議の上、総合経済対策を策定すべきであるとする。

公明党は、以上の観点に立って、当面の「円高対策を含む総合経済対策に関する緊急提言」として、その基本的視点と方向性をここに提示するものである。

(1) 戦略的・包括的な円高対策の構築

政府は、今般の「超円高」とも言うべき急激な円高に対して、相当規模の為替介入を行ったものの、単独介入であり、また、単なる為替操作の発想で対応しているだけでは限界がある。

政府・日銀一体となった円高対策に加えて、国家としての戦略的・包括的な円高是正のための対策を立てる必要がある。

◆9月のG7は新財務相で

為替の安定を図るため、欧米など主要国とも連携を強化しつつ協調して為替の安定策を講じる。特に、9月のG7は当面の為替安定化などにとって重要な試金石となるものであり、我が国が強いイニシアティブを取れるよう、新たな政権の財務相が参加することが望ましい。

◆急激な円高の動きには追加的な為替介入も

さらなる円高の動きに対しては、追加的な為替介入を含め、政府と日本銀行が連携して、断固たる対応措置を講じるべきである。

◆日本銀行による積極的かつ持続的な金融緩和を

日本銀行は、これまでも実質的なゼロ金利政策や資産買入等の基金の創設及び拡充策を講じているが、政府との連携を強化しつつ、追加措置を含め積極的かつ持続的な金融緩和姿勢を維持すべきである。

◆魅力ある円の国際化の推進

為替の安定化を図るためには、国際通貨としての円の確立（「円の国際化」）を進めるなど戦略的に対策を講じていく必要がある。

そのため、貿易における円の利用拡大や、ユーロ円債（日本以外の国や地域で発行される円建て債券）・サムライ債（海外企業が日本国内で、円建てで発行する債券）市場の活性化、海外企業の日本での社債発行を促すためのプロ向け債券市場の活用など、我が国金融・資本市場を国際金融センターとするための戦略的な取り組みを促進する。

◆円高メリットの活用

レアアースや天然ガスなどの資源の安定供給確保などの促進を図る。

（2）災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備

被災地における本格的な復興や「災害に強いまちづくり」のための社会インフラ整備など、積極的に公共投資を実施すべきである。

◆公共投資の前倒し執行と中小事業者への優先発注

被災地における復旧・復興とあわせ、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策、学校施設等の耐震化の着実な実施など社会資本整備にかかる公共投資を前倒しで執行する。あわせて、特に被災地域における中小事業者の再生と

雇用を確保するため、中小事業者へ優先発注を行う。

◆**下請けいじめの監視・防止策の強化**

ダンピングの防止など下請けいじめの監視・防止対策を強化する。特に、被災地などにおいて、風評に基づいて受注などで不利益を被らないよう対策を講じる。また、下請け企業の競争力の強化に向けた研究開発助成などの支援を行う。

◆**企業の震災・防災対策に税制、金融支援**

企業における震災・防災対策の強化を促進するため、施設・設備の整備・補強等にかかる投資について、税制や金融支援の拡充を行う。

(3) 中小企業支援策の強化

東日本大震災や原発事故による経済的な影響に加えて、急激な円高による影響が加わり、被災地のみならず日本全体の企業、特に中小企業が厳しい状況になりつつある。中小企業への資金繰りや仕事確保のための支援を一層強化すべきである。

◆**中小企業の資金繰り対策の拡充**

○**セーフティネット保証等の拡充・強化**

現行のセーフティネット貸付及びセーフティネット保証（5号）の対象要件を拡大し、「円高による業況悪化」を加えるなど、資金繰り支援策を拡充する。あわせて、原則全業種対象となっている現行のセーフティネット保証（5号）の適用期間を延長する。（現在は9月30日までの時限措置）

○**復興緊急保証、復興特別貸付の拡充**

東日本大震災復興緊急保証、東日本大震災復興特別貸付を拡充する。あわせて、東日本大震災復興緊急保証はセーフティネット保証とは別枠であるが、実態面で徹底されておらず、金融機関等に対して別枠での設定を徹底する。

◆**二重債務問題への対応**

参議院で可決し衆議院で審議中の「東日本大震災事業者再生支援機構法案」の早期成立を図り、既存債権の買い上げ、既往債務の一定期間支払猶予などにより、被災中小事業者への支援を行う。

◆**中小企業の仕事確保策の集中実施**

新しい輸出市場の開拓、グリーン・ライフイノベーション等、中小企業の新

たな仕事の確保支援策について、期限を区切り集中的に実施する。

◆通貨オプション取引被害対策の強化

中小企業の円高関連倒産の大半が「通貨デリバティブ」によるものである実態を踏まえ、中小企業が被った損失の減額・軽減等を進めるため、きめ細かな相談体制の整備や、損失の減額・軽減等に関する予測可能性を高める基準の提示など、金融ADRの活用を促すよう指導、監督を強化する。

(4) 雇用の確保

雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いており、特に被災地ではより深刻である。また、今後の電力不足の長期化が日本経済や雇用に与える影響も懸念される。

政府は、引き続き新卒者・若年者を中心とした雇用の維持・確保策とあわせ、被災者の方の雇用対策に万全を期すべきである。

◆雇用創出関連基金の拡充・延長

厳しい雇用情勢が続く中で、雇用の受け皿を創るための基金による事業（①緊急雇用創出事業、②ふるさと雇用再生特別基金事業、③重点分野雇用創造事業）について、基金の積み増し及び期間の延長を行う。（現行①②は平成23年度末まで、③は平成24年度末まで）

◆二重債務問題の解消による地元雇用の確保（一部再掲）

被災者の再就職支援では、被災者の方の地元志向が強いことから、産業復興による地域の雇用創出が不可欠である。

よって参議院で可決し衆議院で審議中の「東日本大震災事業者再生支援機構法案」の早期成立を図り、既存債権の買い上げ、既往債務の一定期間支払猶予などにより、被災中小事業者への支援を行う。

◆被災地における緊急雇用創出と県外就業支援プログラムの実施

被災地における当面の雇用維持を図るため、緊急雇用創出事業を活用し、行政サービスの補助や避難所の運営サポート、仮設住宅でのコミュニティ維持などに努める。

学生を含む若年者の就業支援については、将来的には地元に戻ることを前提に一時的に県外における就業を支援する「県外就業支援プログラム」（仮称）を実施する。

(5) 需要喚起策、電力不足への対応

急激な円高や電力不足が長期化する懸念がある中で、当面の需要を喚起する施策を講じることとともに、電力多消費型経済からの転換と原発基幹型発電体制の見直しが必要である。

特に、全国的な原発の再稼働が不透明になる中で、再生可能エネルギーの割合を加速度的に高めていくための投資促進が求められる。

◆電力多消費型経済からの転換（省エネ・エコ社会の実現）

○節電エコポイント（仮称）の導入

家庭における省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント」（仮称）を創設し、旧式の冷蔵庫・エアコンの買い替え、LED照明の普及を促進する。

○住宅エコポイントの再導入

本年7月末着工分で終了した住宅エコポイントを、改修工事の対象範囲などを拡充した上で、再導入する。

○企業、事業所等の省エネ・エコ化の促進

事業所等における太陽光発電設備やLED照明の導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じる。

○家庭・事業者の蓄電池の導入促進

一般家庭や事業所における蓄電池システムの導入を促進するため、規制緩和及び財政面での補助制度を創設する。また、蓄電池の研究開発を促進する。

◆中期的な原発基幹型発電体制の見直し

○再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進するため、再生可能エネルギー買取制度の活用や、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税、新エネ研究開発投資減税の拡充を行う。また、自家発電の増強、コジェネレーション（熱電併給）の推進を図る。

○スマートグリッド、地域分散型エネルギーの導入促進

スマートグリッドの早期導入及び送電網の開放による地域分散型エネルギーの導入を促進する。また、日本全体での電力の安定供給に向けて列島縦断の直流高圧・大容量幹線送電網を整備する。

(6) 産業空洞化防止対策、成長戦略の加速

急激な円高や電力不足が長期化する懸念がある中で、国内企業の海外移転が加速しかねない状況にある。

産業が空洞化し、日本の技術や人材が海外に移転することは、日本経済の源泉がなくなり、さらには雇用の悪化や地域経済の地盤沈下を招くものであり、早期の対応策が必要である。

◆国内の企業立地の促進

被災地のみならず、日本全体における企業の国内立地を促進するため、生産拠点等に対する国内立地補助の拡充や、立地関連規制の見直し、税制優遇措置など、包括的な空洞化対策を講じる。

特に、被災地においては、「復興特区法案」を早急に成立させ、補助金や税制などの優遇措置も大胆に講じ、企業誘致、雇用創出、地域経済の再生へのインセンティブを図るべきである。

◆サプライチェーンの再構築と「ものづくり・日本」の再興

世界的な素材部品供給基地である企業の打撃によってサプライチェーンが断絶し、国内外の産業に大きな影響を与えたことを踏まえ、国内外の調達先分散化によるリスク対策をはじめ、日本全体のサプライチェーンを再構築する。

中長期的には、日本のものづくりに対する支援策を抜本的に強化し、新成長戦略として日本の技術力・ブランド力を保持・拡大する。

◆新たな成長の種を育てる成長戦略の確立・実行

震災、原発事故、電力不足などの事態の変化を踏まえ、国全体の産業競争力の底上げと震災後の事態を踏まえた新たな成長戦略の確立と実行で、日本の潜在成長率を高め確かな成長の基盤を確立する。